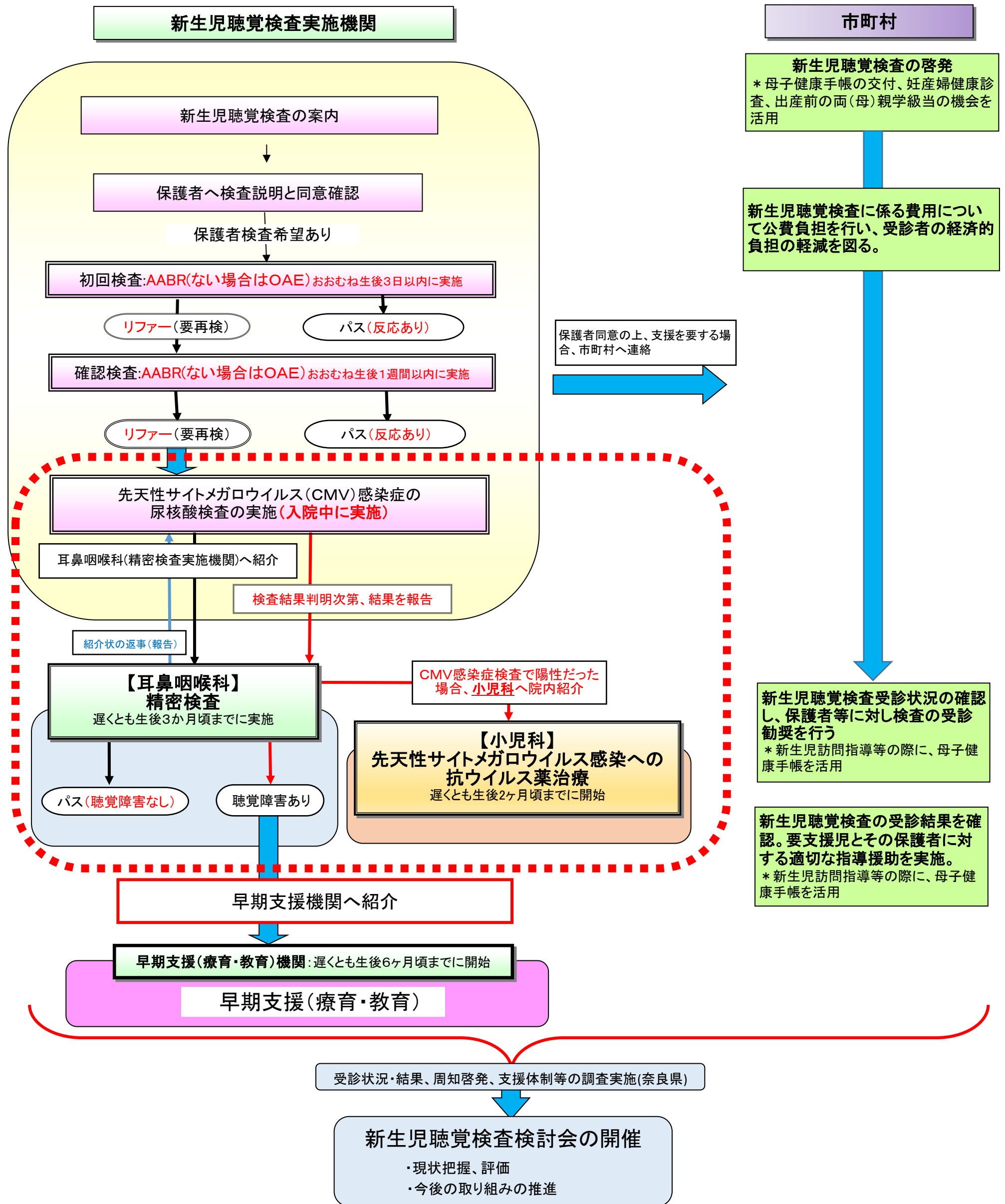


図1 奈良県における新生児聴覚検査の流れ



- 初回検査・確認検査は地方交付税措置の対象となっている検査。
- 未熟児など特別な配慮が必要な児への検査時期については、上記にかかわらず、医師により適切に判断されることが望ましい。
- 検査結果等の個人情報保護には十分留意すること。

●確認検査リファー児について、産科医療機関・助産所にて尿検査を入院中に実施し、同時に精密医療機関の耳鼻咽喉科へ紹介。結果判明後、産科医療機関・助産所が結果を耳鼻咽喉科へ報告。CMV検査結果が陽性だった場合、耳鼻咽喉科が同院の小児科へ院内紹介し、小児科においてサイトメガロウイルス感染症に関する対応を依頼。CMV検査結果が陰性だった場合はそのまま耳鼻咽喉科にて対応し、難聴の場合は耳鼻咽喉科が早期支援機関へ繋ぐ。

●確認検査でリファー(要再検)であった場合、**生後3週間以内に尿を採取し、サイトメガロウイルス(CMV)感染症の尿核酸検査を実施することが強く推奨**されている。(保険適用は生後3週間以内の新生児尿を用いたCMV核酸検査が対象)
また、**先天性CMV感染はバルガンシクロビルによる治療で難聴の改善や進行抑制が期待できるとされているが、治療による予後改善効果のエビデンスが生後2ヶ月以内の治療開始症例に限られる**ため、可及的速やかな検査及び治療開始が推奨されている。
参考:「先天性サイトメガロウイルス感染症診療ガイドライン2023」(抄)
(編集)日本医療研究開発機構 成育疾患克服等総合研究事業-BIRTHDAY 症候性先天性サイトメガロウイルス感染症を対象としたバルガンシクロビル治療の開発研究班、診断と治療社、2023年10月